

議 会 資 料	議案第 6 1 号
こども家庭課	

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和 6 年内閣府令第 1 8 号により「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、「志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定されている条文についてもあわせて改正を行う必要があるため改正します。

2. 改正する条例の要点

以下の事業における職員の配置について、満 3 歳児以上満 4 歳に満たない児童はおおむね 1 5 人につき 1 人、満 4 歳児以上はおおむね 2 5 人につき 1 人に改めます。

- ・ 小規模保育事業所 A 型
- ・ 小規模保育事業所 B 型
- ・ 保育所型事業所内保育事業所
- ・ 小規模型事業所内保育事業所

また、本改正には、当分の間は従前の基準による配置を行えることとする経過措置が設けられていることから、本市の条例においても同様に経過措置を設けます。

3. 改正による効果等

本改正により一部改正府令との適合性が図れます。

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（職員） 第29条 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略） （職員） 第31条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人	（職員） 第29条 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略） （職員） 第31条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
3 (略)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
3 (略)